

# 事務所訪問のご案内（関東・甲信越）

H30.3.1

法律事務所	事務所の形態	実施日	受入人数	連絡先	担当者	事務所からのメッセージ
東京	本所支部併設	<p>■所内勉強会と説明会のセット開催 ※隔週で遅い時間開始としております。 平成30年3月1日（木） 15：30集合 平成30年3月19日（月） 17：30集合※ 平成30年4月3日（火） 15：30集合 平成30年4月19日（木） 17：30集合※ 平成30年5月8日（火） 15：30集合 平成30年5月22日（火） 17：30集合※ 平成30年6月6日（水） 15：30集合 平成30年6月21日（木） 17：30集合※</p> <p>■上記集合時間に事務所に来所ください。 集合時間から 30分 説明・質疑応答 その後 1時間 事務所ケース勉強会参加 その後必要に応じて質疑応答 の予定で実施します</p> <p>■実施場所：法テラス東京法律事務所 東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル 6階</p>	各回 概ね 5名	050-3383-0202	各回とも説明や質疑は常勤弁護士が交代で担当します。 電話予約の受付は事務局が対応します。	<p>司法ソーシャルワークに重点的に取り組んでいます。 福祉専門職や行政機関とは様々なバリエーションの連携を広げているほか、事務所単体での活動に止まらず他の弁護士や弁護士会との連携協働も進めています。</p> <p>※修習生（最高裁判所の司法修習生採用選考の応募を済ませた採用前の者も含む。）の見学を受け入れます。 ※具体的な弁護士業務や、普段の執務環境をイメージしてもらえよう、できるかぎり平日開催の日程にご参加ください。</p>
埼玉	本所支部併設	<p>平成30年3月15日（木） 平成30年4月11日（水） 平成30年5月21日（月） 平成30年6月12日（火） 平成30年7月13日（金） 平成30年8月16日（木） 平成30年9月12日（水）</p> <p>※時間はいずれも 18時から ※上記以外の日程・時間の訪問を希望される方は担当者までご相談下さい</p>	1回につき 4名	050-3383-5376	弁護士 赤羽	<p>埼玉県の県庁所在地に事務所を構える本所併設型の事務所です。 当事務所では一般民事事件、家事事件、債務整理事件のほか、裁判員裁判対象事件をはじめとする刑事事件を扱っています。また福祉関係の支援者等とネットワークを作ること、司法へのアクセス障害を解消することを目指しています。</p>

法律事務所	事務所の形態	実施日	受入人数	連絡先	担当者	事務所からのメッセージ
熊谷	扶助国選対応	申込状況に鑑みて実施	適宜 (1回1名)	050-3383-5380	弁護士 道本	埼玉県北を管轄している事務所です。 一般民事・家事・刑事事件が中心ですが、近年、成年後見人等への選任や、地域包括支援センターなどの関係機関と連携する司法ソーシャルワークにも力を入れ始めています。
秩父	司法過疎対策	申込状況に鑑みて実施	適宜	050-3383-0023	弁護士 峯松	司法過疎地での司法サービスに貢献しています。
千葉	本所支部併設	特定の受入日を設けず、申込み状況に応じて実施する。	1回につき 1～3名	050-3383-0000	弁護士 土井	刑事事件、司法ソーシャルワーク、講演活動等の各種活動に取り組んでいます。
茨城	本所支部併設	申込状況に鑑みて実施	適宜	050-3383-5389	弁護士 二本	茨城県の中央部、北部、南東部を管轄している事務所です。 債務整理や家事事件を多く扱っております。 福祉機関からの問い合わせに随時対応したり、講演を行ったり、ケース会議に出席したり等、司法ソーシャルワークにも力を入れています。
下妻	扶助国選対応	申込状況に鑑みて実施	適宜	050-3383-5393	弁護士 高田	扶助国選対応地域事務所になりますので、普段の業務は、民事法律扶助事件及び刑事国選事件への対応が中心となります。もっとも、それ以外にも、関係機関との「顔の見える連携」を目指して、地域包括支援センターや社会福祉協議会といった関係機関との協議会を毎年実施するなど、いわゆる「司法ソーシャルワーク」と言われる活動にも力を入れています。
牛久	司法過疎対策	申込状況に鑑みて実施。	適宜	050-3383-0511	弁護士 漆川	茨城県県南地域を管轄している事務所です。 債務整理・家事・一般民事・刑事事件を中心として扱っています。地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携する司法ソーシャルワークにも取り組んでいます。
群馬	本所支部併設	随時実施 ※実施日時は応相談	1回につき 2名	050-3383-0513	弁護士 渡邊	～今、そこに、困っている方がいるなら～  群馬県の県庁所在地（前橋市）に事務所を構える、本所併設型の法律事務所です。 当法律事務所では一般民事事件、家事事件、債務整理事件のほか、裁判員裁判対象事件をはじめとする刑事事件を扱っています。また福祉関係の支援者等とネットワークを作ることで、司法へのアクセス障害を解消することを目指しています。 群馬県内はもとより、隣県からの訪問も歓迎いたしますので、積極にご応募ください。皆様とお会いできることを楽しみにしています。

法律事務所	事務所の形態	実施日	受入人数	連絡先	担当者	事務所からのメッセージ
静岡	本所支部併設	申込状況に鑑みて実施 (偶数月に実施予定)	適宜	050-3383-5404	弁護士 タンボウ 反方 弁護士 長谷川 弁護士 河野	静岡県の県庁所在地に事務所を構える法律事務所です。 当事務所では民事法律扶助を利用した一般民事事件、家事事件、債務整理事件のほか、刑事事件を扱っています。また福祉関係機関とネットワークを作ることで、司法へのアクセス障害を解消することも目指しています。
浜松	本所支部併設	申込状況に鑑みて実施	1回につき 2名	050-3383-5408	弁護士 小坂	土地柄、外国人事件を多く扱っています。 その他、司法ソーシャルワークの活動にも精力的に取り組んでいます。
長野	本所支部併設	申込状況に鑑みて実施	1回につき 1～2名	050-3383-5414	弁護士 圓谷	長野県の県庁所在地に事務所を構える本所併設型の事務所です。 当事務所では一般民事事件、家事事件、債務整理事件、刑事事件のほか、司法ソーシャルワークにも取り組んでいます。
佐渡	司法過疎対策	申込状況に鑑みて実施	適宜	050-3383-5422	弁護士 森田	佐渡島内の一般民事・家事・刑事事件が中心です。また、成年後見人等への就任も多く、地域包括支援センターなどの関係機関と密接に連携し、司法ソーシャルワークも積極的に行っています。